

○葉山町心身障害者医療費助成規則

昭和52年3月31日規則第1号

改正

昭和58年1月31日規則第1号

昭和59年7月25日規則第14号

昭和59年9月29日規則第26号

平成4年10月31日規則第19号

平成6年3月28日規則第13号

平成6年9月16日規則第32号

平成8年3月25日規則第4号

平成10年2月9日規則第3号

平成10年3月30日規則第16号

平成11年3月31日規則第13号

平成13年10月29日規則第14号

平成17年9月30日規則第16号

平成19年3月27日規則第5号

平成19年3月29日規則第6号

平成19年8月13日規則第11号

平成20年9月16日規則第17号

平成21年9月18日規則第20号

平成24年6月11日規則第16号

平成27年3月18日規則第9号

平成28年3月1日規則第4号

葉山町心身障害者医療費助成規則

(目的)

第1条 この規則は、心身障害者の医療費の一部を助成することによって心身障害者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 心身障害者とは、次に掲げる者をいう。

- ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級又は2級に該当する身体障害者手帳を有するもの
- イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所において知能指数が35以下と判定された者
- ウ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する3級に該当する身体障害者手帳を有し、知的障害者更生相談所又は児童相談所において知能指数が50以下と判定された者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者であって、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当する障害を有するもの

(2) 医療保険各法とは、次に掲げるものをいう。

- ア 健康保険法（大正11年法律第70号）
- イ 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- ウ 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- エ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- オ 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- カ 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- キ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

(3) 医療取扱機関とは、医療保険各法により医療を取り扱う病院、診療所、薬局又は施術所等をいう。

(対象者)

第3条 医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、心身障害者で次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、法令その他の規定により国又は地方公共団体その他各種健康保険者等の負担において療養に関する給付を受ける者又は国の補助に基づき医療の給付を受ける者を除く。

(1) 国民健康保険法の規定により本町が行う国民健康保険の被保険者（現居住地において医療費の助成を受けることができない者を含む。）

(2) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本町の住民基本台帳に記録されている者（次号において「本町に住所等を有する者」という。）のうち、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）又は被扶養者

(3) 本町に住所等を有する者のうち国民健康保険法の規定により国民健康保険組合が行う国民健康保険の被保険者

(4) 葉山町後期高齢者医療に関する条例（平成20年葉山町条例第5号）第3条に規定する被保険者

2 前項の規定にかかわらず、65歳に達した日以後に心身障害者となった者は、対象者としな

（助成の範囲）

第4条 医療費の助成の範囲は、対象者が医療取扱機関において医療保険各法により医療を受ける場合に要する費用のうち、対象者が負担すべき額（以下「助成費」という。）とする。ただし、次の各号に掲げる額については、助成を行わない。

(1) 医療保険各法における高額療養費相当額及び各種健康保険者等における附加給付相当額

(2) 医療保険各法における入院時食事療養費にかかる食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額

（申請）

第5条 助成を受けようとする者は、町長に葉山町心身障害者医療証交付申請書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 対象者は、受給資格に変更又は喪失した場合は、速やかに葉山町心身障害者医療費受給資格等変更（再交付・喪失）届（第2号様式）を提出するとともに、変更を証する書類を提示しなければならない。

（医療証の交付）

第6条 町長は、前条に規定する申請があった場合は、その内容を審査し、対象者と認められる者には福祉医療証（第3号様式）（以下「医療証」という。）を交付しなければならない。

（医療証の提示）

第7条 対象者は、医療を受けるときは、医療取扱機関に医療証を提示しなければならない。

（助成の方法）

第8条 医療費の助成は、助成費を医療取扱機関に支払うことにより行う。ただし、対象者が特別な理由により医療取扱機関で医療保険各法に基づく自己負担金を支払った場合は、対象者に助成

費を直接支払うことができる。

- 2 町長は、この規則による助成を受けた医療費について対象者に医療保険各法による高額療養費が支給される場合及び各種健康保険者等による附加給付金が支給される場合は、保険者に対し、これらに相当する額を請求するものとする。

(損害賠償との調整)

第9条 町長は、第三者の行為によって生じた対象者の医療に対して助成費を助成した場合において、対象者が第三者から同一の理由により損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、対象者から既に助成した助成費に相当する額を返還させることができる。

(不正利得の返還)

第10条 町長は、偽りその他不正の手段により助成費の助成を受けた者があるときは、その者からその助成費に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(実施細目)

第11条 この規則に定めるもののほか、助成について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 葉山町重度障害者医療費助成規則（昭和49年葉山町規則第2号）は廃止する。

附 則（昭和58年1月31日規則第1号）

この規則は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年7月25日規則第14号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年9月29日規則第26号）

この規則は、昭和59年10月1日から施行する。ただし、第2号様式の改正規定は、昭和59年11月12日から施行する。

附 則（平成4年10月31日規則第19号）

この規則は、（中略）公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月28日規則第13号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成6年9月16日規則第32号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日規則第4号）

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成10年2月9日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月30日規則第16号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第13号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成13年10月29日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成13年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正前の葉山町心身障害者医療費助成規則第6条第1項の規定により受給者証の交付を受けた者は、改正後の葉山町心身障害者医療費助成規則の規定により医療証等の交付を受けたものとみなす。

附 則（平成17年9月30日規則第16号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月27日規則第5号抄）

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成19年3月29日規則第6号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の葉山町心身障害者医療費助成規則の規定による医療費の助成は、平成19年10月1日以後の医療にかかる医療費から適用し、同日前の医療にかかる医療費及び入院時食事療養費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成19年8月13日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 9 月16日規則第17号）

この規則は、平成20年10月 1 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月18日規則第20号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の葉山町心身障害者医療費助成規則第 2 条第 1 号に規定する者は、この規則による改正後の葉山町心身障害者医療費助成規則第 3 条第 2 項の規定は適用しない。

附 則（平成24年 6 月11日規則第16号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年 7 月 9 日から施行する。

（葉山町心身障害者医療費助成規則の一部改正に伴う経過措置）

- 3 第 3 条の規定による改正後の葉山町心身障害者医療費助成規則第 3 条第 1 項の規定は、この規則の施行日以後の申請から適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年 3 月18日規則第 9 号）

- 1 この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。（後略）

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則（平成28年 3 月 1 日規則第 4 号）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

葉山町心身障害者医療証交付申請書

平成 年 月 日

葉山町長 殿

申請者 住所

氏名 _____ 印

対象者との続柄

TEL _____ ()

次のとおり申請します。

| | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--------------------|---|----|-----|----|--------|--------|--|--|--|--|--|--------|
| 対象者 | ふりがな | 男・女 | 住所 | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | 明・大・昭・平 年 月 日生 | | | | | | | | | | | |
| 障程 害度 | 身体障害者手帳等級()級 手帳交付年月日 ()年()月()日 | | | | | | | | | | | | | |
| | 知能指数IQ () 判定年月日 ()年()月()日 | | | | | | | | | | | | | |
| | 精神障害者保健福祉手帳等級()級 手帳交付年月日 ()年()月()日 | | | | | | | | | | | | | |
| 有期認定の場合はその有効期間 ()年()月()日まで | | | | | | | | | | | | | | |
| 加保 入 医 療 険 | 被保険者氏名 | | 対象者との続柄 | | 住所 | | | | | | | | | |
| | 保険種別 | 国後共組政船日 保期済合管員雇 | 記号番号 | | | | | | | | | | | |
| | 被保険者証発行機関名 | | | | 所在地 | | | | | | | | | |
| 上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。 | | | | | 起案 | | | | | | | | | |
| 決 裁 | 課長 | 課長代理 | 課長補佐 | 係長 | 係員 | 合議 | 決 裁 | 交 付 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 決 裁 内 容 | 1 交付する 2 交付しない | 受 給 者 号 | <table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table> | | | | | | | | | | | 受 付 |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| 備 考 | | | | | | | | | | | | | | |

(注) この申請書を提出するときは、健康保険証及び身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

葉山町心身障害者医療費受給資格等変更（再交付・喪失）届

平成 年 月 日

葉山町長 殿

申請者 住 所

氏 名 _____ 印

対象者との続柄

TEL _____ ()

平成 年 月 日に受給資格に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

| | | | | | | | |
|------------------------------|------------------|--|----------------|-------|------------|-------|-----|
| 対 象 者 | ふりがな | | 住所 | | | | |
| | 氏 名 | | 明・大・昭・平 年 月 日生 | | | | |
| <input type="checkbox"/> 変 更 | | 変更前 | | 変更後 | | | |
| 変 更 内 容 | 住 所 | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | |
| | 加 入 保 険 | 保険種別 | | | | | |
| | | 被保険者 | | (続柄) | | (続柄) | |
| | | 記号番号 | | | | | |
| | | 発行機関 | | | | | |
| 手帳 | 有効期間 | | 平成 年 月 日まで | | 平成 年 月 日まで | | |
| <input type="checkbox"/> 再交付 | | <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 破損 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 喪 失 | | <input type="checkbox"/> 転出 <input type="checkbox"/> 等級変更 <input type="checkbox"/> 入所 <input type="checkbox"/> その他 () | | | | | |
| 上記の申請について次のとおり決定してよろしいか。 | | | | | 起 案 | | |
| 決 裁 内 容 | | <input type="checkbox"/> 交付する (回収・未回収) <input type="checkbox"/> 交付しない | | | 決 裁 | | |
| 受 給 者 番 号 | | | | | 交 付 | | |
| 備 考 | | | | | 受 付 | | |
| 決 | 課 長 | 課長代理 | 課長補佐 | 係 長 | | 係 員 | 合 議 |
| 裁 | | | | | | | |

(注) この申請書を提出するときは、健康保険証及び身体障害者手帳、療養手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

第3号様式（第6条関係）

| <div style="text-align: center;"> 障 福 祉 医 療 証 </div> | | | | | | | |
|--|---------|---|----------|---|------------|--|--|
| 負担者番号 | 8 | 0 | 1 | 4 | | | |
| 受給者番号 | | | | | | | |
| 住 所 | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | |
| 生年月日 | 明・大・昭・平 | | 年 | 月 | 日生 | | |
| 有効期間 | | | 年 | 月 | 日から 日まで | | |
| 一部負担金 | 入 院 | | 1日につき | | 円 | | |
| | 入院外 | | 受診等1回につき | | 円 | | |
| | 調 剤 | | | | 円 | | |
| この受給者は、葉山町心身障害者医療費助成規則により医療費の一部を葉山町が助成するものであることを証明する。 <div style="text-align: center;">葉 山 町 長</div> | | | | | | | |
| 交付年月日 | | | 年 | 月 | 日 | | |